

長期団体預金積立金の 一部返金について

職場回覧

2025年10月10日

http://www.heiu.net

<長期団体預金積立金の払い戻しについて>

労働組合では、対象の組合員【阪急交通社:総合職社員、阪急阪神エクスプレス:社員、阪急阪神ビジネストラベル:一般職(総合職)社員・地域総合職社員】に対し、毎月の組合費以外に長期団体預金積立(毎月1,000円)を行っています。

長期団体預金積立は、①罷業時における資金および賃金カットの補償、②闘争中の組合員の生活資金、③組合員福利厚生活動の強化、の増進を目的としており、近畿労働金庫に積立金の保全を依頼しています。

今回、<u>6桁の社員番号の上2桁が85、90、95、00、05、10、15、20の対象者</u>に、会計規則の4. 長期団体預金積立特別会計の第9条(積立金の払戻し)3項により、積立金の一部返金を行います。

< 長期団体預金積立特別会計>

第9条(積立金の払戻し)

3 阪急交通社・阪急阪神エクスプレス・阪急阪神ビジネストラベル入社時に付与される 社員番号の上2桁が西暦年の下2桁と一致する年次より対象者を抽出し、積立金元金 をつぎの金額にて払戻しする

当年7月1日現在、対象者の積立預金金額が、

- ① 50,000円以上89,000円以下の場合、30,000円
- ② 90,000円以上の場合 50,000円

但し、海外駐在・休職等により積立金元金が50,00円未満の場合、払い戻しをおこなわない

※今回より、抽出対象者の明確化を図るために処理・対応について変更しております。

対象者への支払日(振込日)

- 1. 振込日: 2025 年 10 月 31 日 (金) 予定
- 2. 海外駐在、休職された方などで積立金元金が一部返金額に達していない場合、返金は行いません。

※積立金の一部返金は、労働金庫の各人の口座に振り込みます。

なお、不明な点については、労働組合大阪事務所・東京事務所までお問い合わせください。

【大阪】TEL 06一4795一5977 担当:東元、田中、木村、古川

【東京】TEL 03-6703-8362 担当:星、横田

宣覧印					